

## 記入例

提出日、申請先(寄附先)自治体名(長)を記入してください。

和年寄附分

市町村民税  
道府県民税

太枠内の項目(住所、氏名(フリガナ)、個人番号(マイナンバー)、電話番号、生年月日)を全て記入してください。  
(注意)記載内容について、年内に変更が生じた場合は、申告特例

寄附金税額控除に係る申告特例

令和〇年〇月〇日 <b>日野市長 殿</b>		整理番号										
住所	<b>〇〇市 〇〇〇 〇-〇-〇</b>		フリガナ <b>ヒノイチロウ</b>									
			氏名 <b>日野一郎</b>									
電話番号	<b>〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇</b>		個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2									
			生年月日 明・大・昭 平・令 <b>1.2.3</b>									

「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項(第8項)の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例(以下「申告の特例」という。)の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項(第13項)各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金(同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。)について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

寄附をした年月日と寄附金額を記入。  
(注意)寄附をするごとに記入願います。

### 1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和〇年〇月〇日	<b>10.000</b> 円

### 2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

確定申告の提出不要者であり、住民税申告も提出不要者(寄附金税額控除は除く。)である場合に限り、チェックしてください。

- ① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条(第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受ける者

- (2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者

ワンストップ特例申請で寄附をする地方団体数が、年間で5団体以下であると見込まれる場合のみ、チェックしてください。

- ② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれ

●ワンストップ特例制度(寄附金税額控除に係る申告特例申請)は、確定申告・住民税申告を要しない方が「ふるさと納税」をした際に簡単な申請をすることで、確定申告等の税務申告手続きをしなくても、所得税・住民税の控除が受けられる特例制度です。

●ワンストップ特例の適用を受けるためには、本申請書記入の上「ふるさと納税」をする際に窓口にてご提出ください。

●6団体を超える自治体にふるさと納税をした方や、「ふるさと納税」の有無にかかわらず確定申告を行う方も、「ふるさと納税」に係る寄附金控除を受けるためには、これまで同様に確定申告書への記載が必要になります。

●ワンストップ特例申請をされた方が確定申告・住民税申告をした場合は、ワンストップ特例申請が無かったものとして取り扱われます。

ワンストップ特例制度のお問合せ先…現在お住まいの自治体の市民税担当課